

兵庫県資金運用方針

(目的)

第1条 この方針は、歳計現金及び基金並びに企業庁、病院局が所管する資金の運用にあたって必要な事項を、兵庫県及び密接公社等資金運用方針(平成25年3月21日策定)の規定するところにより定める。

(資金運用の基本方針)

第2条 県の資金運用においては、安全性を確保しつつ有利な運用に努め、その実施にあたっては、地域経済・金融機関への悪影響が生じないように留意する。

(年間資金計画)

第3条 資金の安全かつ有利な運用を図るため、毎事業年度当初に年間資金計画を作成しなければならない。

2 年間資金計画に記載する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 年間運用可能額

(2) 有価証券の受取利息額及び満期到来額

(3) 資金運用の方向性

(4) 予算上の想定利回り

(5) 今後の資金動向

(6) その他必要な事項

3 以下の事例のいずれかに該当する場合は、前項の規定により年間資金計画の変更を行わなければならない。

(1) 預託先の金融機関が破綻したとき

(2) 保有する有価証券の発行体が破綻したとき

(3) 市場環境の変化により運用資産全体の価格に著しい変動を生じたとき

(4) 個別の運用資産について深刻な価格変動を生じ、運用資産全体への影響が懸念されるとき

(5) 運用可能な資金量に著しい増減が生じたとき

(6) その他重要な変化が認められたとき

4 年間資金計画の作成及び変更にあたっては、兵庫県資金管理委員会の助言を得なければならない。

(取引先金融機関)

第4条 資金運用に関する取引を行う金融機関(以下、「取引先金融機関」と言う。)は、兵庫県債引受シンジケート団参加金融機関とする。

2 取引先金融機関は、その規模、格付、活動実績、地域密着度等を総合的に勘案して指定する。

3 取引先金融機関との取引の実施にあたっては、競争性の確保に努めなければならない。

(運用基準)

第5条 資金運用に用いる金融商品等は、次の各号のとおりとする。

(1) 普通預金

(2) 通知預金

(3) 定期預金

- (4) 買戻特約付債券現先
- (5) グループファイナンス
- (6) 国債(短期国債、政府短期証券を含む)
- (7) 政府関係機関債
- (8) 地方債
- (9) 地方公社債のうち元利金の支払いを地方公共団体が債務保証しているもの

2 前項第1号から第3号の金融商品については、1取引先金融機関あたり1千万円または当該金融機関が保有する相殺債務のいずれか大きい方を取引の上限とする。

3 前項の取引上限を上回る預け入れが必要な場合は、指定金融機関に限り行うことができる。

4 第1項第4号の金融商品は、第1項第6号から第9号の金融商品を担保債券とするものに限る。

5 第6号から第9号の金融商品を保有する場合は、基金の設置目的や今後の資金計画等を勘案して残存年限のバランスに留意すること。

(歳計現金の運用の制限)

第6条 歳計現金の運用は、前条第1号から第4号の金融商品に限り行うことができる。

(運用資産の現在価値の算定)

第7条 第5条第1項第6号から第9号の金融商品を保有する場合は、その時価を把握し、運用資産全体の現在価値を算定するとともに、運用資産の将来的なリスクの状態の把握に努めなければならない。

(リスクの管理)

第8条 次の各号に該当する場合は、速やかに原因を調査し、対応方針を検討しなければならない。

(1) 運用資産全体の現在価値が、購入価格から20%以上低下したとき

(2) 第5条第1項第9号の金融商品について、個別の債券で現在価値が、購入価格から30%以上低下したとき

(3) その他、不測の事態により運用資産の保全措置が必要と認められるとき

(運用結果の報告)

第9条 県は年間の資金運用結果見込みを、兵庫県資金管理委員会に報告する。

2 第7条の規定により運用資産の現在価値を算定したときは、その内容を書面により兵庫県資金管理委員会に報告する。

(附 則)

1 この方針は、平成25年4月1日より施行する。

2 平成19年7月30日施行の兵庫県資金運用方針は、これを廃止する。

3 基金集約により外郭団体から引き継いだ資金の運用は、本方針の定めるところによる。ただし、集約した時点で県の資金運用方針に定める対象要件に合致しない金融商品の取り扱いについては、特段の事情があれば、本方針の定めによらないことができる。